

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月5日(火) 午後3時から午後3時55分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員(24人)

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員(1人)

16番 堀江幸和

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 専決処分による報告(農地法第5条の規定による届出について)

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第4号議案 非農地証明の承認について
- 第5号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明について
- 第6号議案 地目変更の届出について
- 第7号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

(3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 迫田 英昭
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 会議の概要

迫田事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶) (異動職員紹介)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
上村市長	(京田辺市長 挨拶)
喜多会長	ただいまの出席委員は24人でございます。定足数に達していますので、これより京田辺市農業委員会4月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。 (異議なし)
喜多会長	香村委員、米田委員、よろしく申し上げます。
喜多会長	報告第1号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。 (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)
喜多会長	報告第1号について地元委員の説明をお願いします。

委員	(番号1について地元委員から説明)
喜多会長	報告第1号について、質問、意見、ございませんか。 (なし)
喜多会長	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第2号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について。 (番号1について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。) (番号2、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。) (番号3、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。)
喜多会長	それでは報告第2号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	それでは、報告第2号、について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第3号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号、専決処分による報告(農地法第5条の規定による届出について)。 (番号1について、地域は大住、地目は台帳が田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は4階建倉庫。場所について説明。受理通知年月日は、令和4年3月18日。)

喜多会長	報告第3号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第3号について、ご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	報告第3号について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、追加議案です。報告第4号、使用貸借権の解約による通知について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第4号、使用貸借権の解約による通知について。 (番号1について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。第3号議案の番号2と関連あり。)
喜多会長	報告第4号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第4号について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	報告第4号、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第1号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は耕作困難なため。譲受人は農業経営拡大のため。)
	(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は世帯内の贈与。)
	(番号3について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は維持管理ができないため、譲受人の事由は農業経営拡大のため。)

	<p>(番号4について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は維持管理ができないため、譲受人の事由は農業経営拡大のため。)</p>
喜多会長	<p>本日、1班の委員に現地確認をしていただきました。班長の委員より報告をお願いします。</p>
委員	<p>第1号議案の1番、3番、4番。第2号議案の1番。第3号議案の1番、2番。確認してまいりました。問題ございません。</p>
喜多会長	<p>それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1、番号2について、地元委員から説明。)</p>
委員	<p>(番号3、番号4について、地元委員から説明。)</p>
喜多会長	<p>第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等無いようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第2号議案、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は田辺、地目は台帳が田、現況が畑、面積、申請人について説明。転用目的は露天貸し駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。)</p>
喜多会長	<p>第2号議案、地元委員、説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>第2号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p>

	(なし)
喜多会長	ご異議等ございませんか。
	(異議なし)
喜多会長	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第3号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第3議案、農地法第5条の規定による許可について。 (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天貸駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。) (番号2について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。)
喜多会長	第3号議案、地元委員、説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第3号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等ございませんか。
	(異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第4号議案、非農地証明の承認について、事務局から説明をお願いします。

<p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>農政委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>す。</p> <p>第4号議案、非農地証明の承認について (番号1について、地域は興戸、地目は台帳が畑、現況が非農地、面積、申請人について説明。事由及び非農地となった時期について説明。非農地証明は、昭和50年8月11日付の京都府農林水産部長通達により自然荒廃土地であって且つ耕作されなくなつてから10年以上経過をしているもので農業委員会がやむを得ないと認めたものについては、非農地証明を交付することができる。本件については、現在まで、周辺及び下流農地にも被害が及んでいないことから非農地証明を交付する要件を満たしている。なお、令和4年3月8日農地農政委員会を開き、農地担当委員7名と地元委員により事前に現地調査ならびに非農地判断に係る審議を行った。)</p> <p>それでは、第4号議案、地元委員のご説明をよろしく申し上げます。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>農政委員会からお願いします。</p> <p>(番号1について、農政委員から説明)</p> <p>それでは、第4号議案、非農地証明の承認について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、異議等も無いようですので、第4号議案、非農地証明の承認について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、第5号議案について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>第5号議案、農地法第3条第1項目的の買受適格者証明について。</p> <p>(番号1から番号6、競売土地について同一、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、競売参加人について説明。番号1から番号6、参加事由は同一で、農業経営の拡大。)</p>

喜多会長	それでは、第5号議案、地元委員のご説明をよろしくお願いいたします。 す。
委員	(番号1から番号6について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第5号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。
	(異議なし)
喜多会長	よろしいですか。それでは、異議等が無いようですので、第5号議案、農地法第3条第1項目的の買受適格者証明について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きます、第6号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第6号議案、地目変更の届出について (番号1について、地域は薪、地目は台帳が田、現況が畑、面積、届出人、届出内容は水の確保が困難なため畑として利用したい。)
喜多会長	はい。ありがとうございます。それでは、第6号議案、地元委員のご説明をよろしくお願いいたします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第6号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。
	(異議なし)
喜多会長	それでは、異議等が無いようですので、第6号議案、地目変更の届出について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きます、第7号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>第7号議案、2アール未満の農業用施設の届出について (番号1について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は、農業用倉庫の建築。)</p>
喜多会長	<p>それでは、第7号議案、地元委員のご説明をよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>それでは、第7号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>よろしいですか。それでは、異議等が無いようですので、第7号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>本日の審議案件は以上です。 そのほか事務局から何かありますか。</p>
迫田事務局長	<p>無いです。</p>
喜多会長	<p>無いようですので、議事については以上で終わらせていただきます。 慎重なご審議、ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>